



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 告示

902	和歌山県薬物の濫用防止に関する条例による知事監視製品の指定	(薬務課).....	1
903	保安林の指定施業要件変更予定	(森林整備課).....	4
904	道路の区域変更	(道路保全課).....	4
905	道路の供用開始	(").....	4
906	道路の区域変更	(").....	5
907	道路の供用開始	(").....	5
908	道路の区域変更	(").....	5
909	道路の供用開始	(").....	6
910	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂防課).....	6
911	〃	(").....	9

○ 教育委員会告示

*3	和歌山県立図書館資料複写規程(昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号)の一部改正	11
----	---	-------	----

○ 公安委員会告示

35	雑踏警備業務1級、雑踏警備業務2級、交通誘導警備業務2級、施設警備業務2級及び貴重品運搬警備業務2級検定の実施	11
36	遊泳区域の指定	15

告 示

和歌山県告示第902号

和歌山県薬物の濫用防止に関する条例(平成24年和歌山県条例第83号)第11条第1項の規定により、知事監視製品を次のとおり指定する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 知事監視製品

- (1) 次の写真を付して、「スーパーレモンヘイズダイヤモンド ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (2) 次の写真を付して、「スーパーレモンヘイズゴールド ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (3) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ スーパーシルバーヘイズダイヤモンド(Super Silver Haze Diamond)ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (4) 次の写真を付して、「●お徳用ハーブ スーパーシルバーヘイズゴールド(Super Silver Haze Gold)ハーブ状」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (5) 次の写真を付して、「クリスタルスピードα」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (6) 次の写真を付して、「クリスタルスピードβ」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。

- (7) 次の写真を付して、「Research chemical VI」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (8) 次の写真を付して、「Research chemical V」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (9) 次の写真に示すとおり、「Sex Flash」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (10) 次の写真に示すとおり、「ガクガク雄汁」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (11) 次の写真に示すとおり、「CBD 5MeODIPT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (12) 次の写真に示すとおり、「ガンギマリ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (13) 次の写真に示すとおり、「魔濡」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (14) 次の写真に示すとおり、「鬼ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (15) 次の写真に示すとおり、「ケツマン男(直)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (16) 次の写真に示すとおり、「Crazy XXX」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (17) 次の写真に示すとおり、「LUSH」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (18) 次の写真に示すとおり、「直液 ver.2020」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (19) 次の写真に示すとおり、「Black69」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (20) 次の写真に示すとおり、「Anul Flick」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (21) 次の写真に示すとおり、「艶狂ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (22) 次の写真に示すとおり、「Rainbow Sex」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (23) 次の写真に示すとおり、「GAY liquid (strong style)」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (24) 次の写真に示すとおり、「狂×ギメ」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (25) 次の写真を付して、「Sex Punch★legal Love Harb (420)」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (26) 次の写真を付して、「Paper S・E・X」の名称で販売される製品であって、その内容物がシート状のもの。
- (27) 次の写真に示すとおり、「RUSH POPPER」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (28) 次の写真を付して、「X King Power」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (29) 次の写真に示すとおり、「DROP Rain」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (30) 次の写真に示すとおり、「HYPER GOLD」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (31) 次の写真を付して、「SEX future R」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (32) 次の写真を付して、「SMILE'20」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (33) 次の写真に示すとおり、「PTP Dorothy」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (34) 次の写真に示すとおり、「FLASH TECHNICA」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (35) 次の写真に示すとおり、「MAGICAL PLANTS」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (36) 次の写真を付して、「Clash 246」の名称で販売される製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (37) 次の写真を付して、「Sexual Water」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (38) 次の写真に示すとおり、「HOT HEATS」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (39) 次の写真に示すとおり、「PANDORA C.V」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (40) 次の写真に示すとおり、「EFFECTOR Flash」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (41) 次の写真に示すとおり、「Nuchalica Nucholia」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。

- (42) 次の写真を付して、「SEX future 20XX」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (43) 次の写真を付して、「ねちよりーな♡」の名称で販売される製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (44) 次の写真を付して、「BLACK ROYAL」の名称で販売される製品であって、その内容物が固体のもの。
- (45) 次の写真に示すとおり、「HOT MAGIC」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (46) 次の写真に示すとおり、「Leviathan」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (47) 次の写真に示すとおり、「極感」と表示のある製品であって、その内容物がゲル状のもの。
- (48) 次の写真を付して、「Black Out 3」の名称で販売される製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (49) 次の写真に示すとおり、「DIAMANTE」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (50) 次の写真に示すとおり、「INSERT SMASH」と表示のある製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (51) 次の写真に示すとおり、「TORA Platinum」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (52) 次の写真に示すとおり、「SEX MONSTER」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (53) 次の写真に示すとおり、「GOLD HEAVEN」と表示のある製品であって、その内容物が植物片のもの。
- (54) 次の写真に示すとおり、「Moon Walker」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (55) 次の写真に示すとおり、「Love Mist」と表示のある製品であって、その内容物が固体のもの。
- (56) 次の写真に示すとおり、「STRONG PENIX UNLIMITED」と表示のある製品であって、その内容物が固形状のもの。
- (57) 次の写真を付して、「XXX Gay」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (58) 次の写真を付して、「FIRST TIME GAY」の名称で販売される製品であって、その内容物が液体のもの。
- (59) 次の写真に示すとおり、「LGBT」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの。
- (60) 次の写真を付して、「スピードラッシュα」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (61) 次の写真を付して、「スピードラッシュβ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (62) 次の写真を付して、「XXXマジック4」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (63) 次の写真を付して、「XXXマジック3」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (64) 次の写真を付して、「XXXマジック2」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (65) 次の写真を付して、「XXXマジック」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (66) 次の写真を付して、「スピードアイスガンマ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (67) 次の写真を付して、「スピードアイスベータ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。
- (68) 次の写真を付して、「スピードアイスアルファ」の名称で販売される製品であって、その内容物が粉末のもの。

(次の写真は、省略し、その写真を和歌山県福祉保健部健康局薬務課及び県立保健所に備え置いて縦覧に供する。)

2 指定理由

興奮、幻覚、陶酔等の作用を人の精神に及ぼすことが標ぼうされ、その製品の用途及び使用方法に反

して、身体に使用されるおそれがあるため

3 施行期日

令和2年6月30日

和歌山県告示第903号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 新宮市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに新宮市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 串本古座川線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
東牟婁郡古座川町三尾川字中村 1760番1地内	旧	3.79 ） 6.80	133.92	
同上	新	8.35 ） 13.40	133.92	

和歌山県告示第905号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 串本古座川線

供用開始の区間 東牟婁郡古座川町三尾川字中村1760番1地内

供用開始の期日 令和2年6月30日

和歌山県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 近露平瀬線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
田辺市中辺路町近露字下平2160番1地先から同市中辺路町近露字下平2266番5地先まで	旧	4.10 } 5.80	204.70	
同上	新	4.70 } 11.10	204.70	

和歌山県告示第907号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 近露平瀬線

供用開始の区間 田辺市中辺路町近露字下平2160番1地先から同市中辺路町近露字下平2266番5地先まで

供用開始の期日 令和2年6月30日

和歌山県告示第908号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 城すさみ線

区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備 考
西牟婁郡すさみ町周参見字畑地2407番地先から同町周参見字畑地2403番1地先まで	旧	3.69 }	56.25	
同上	新	5.48 }	56.25	

和歌山県告示第909号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

道路の種類 県道

路線名 城すさみ線

供用開始の区間 西牟婁郡すさみ町周参見字畑地2407番地先から同町周参見字畑地2403番1地先まで

供用開始の期日 令和2年6月30日

和歌山県告示第910号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

橋本川右支溪（3-203-1-010）、橋本川右支溪（3-203-1-011）、橋本川左支溪（3-203-1-012）、橋本川左支溪（3-203-2-017）、橋本川左支溪（3-203-1-016）、橋本川左支溪（3-203-1-017）、慶賀野川（3-203-1-018）、橋本川左支溪（3-203-1-013）、田の谷（3-203-1-026）、室谷川（3-203-1-027）、東谷川左支溪（3-203-1-028）、四本松谷（3-203-2-030）、東谷川右支溪（3-203-2-031）、井戸の奥谷（3-203-2-032）、東谷川右支溪（3-203-2-033）、上山の谷（3-203-2-034）、東谷川左支溪（3-203-2-035）、東谷川左支溪（3-203-2-036）、東谷川左支溪（3-203-2-037）、東谷川左支溪（3-203-3-011）、東谷川左支溪（3-203-3-012）、細川川（3-203-2-026）、湯屋谷川右支溪（3-203-2-027）、東谷川右支溪（3-203-2-029）、東谷川左支溪（3-203-2-039）、東谷川左支溪（3-203-2-040）、東谷川右支溪（3-203-3-010）、東谷川左支溪（3-203-1-029-1）、東谷川左支溪（3-203-1-029-2）、落合川右支溪（3-203-1-035）、落合川右支溪（3-203-2-057）、落合川右支溪（3-203-2-058）、落合川右支溪（3-203-3-017）、落合川右支溪（3-203-3-018）、落合川右支溪（3-203-3-019）、高橋川右

支溪(3-203-1-032)、高橋川右支溪(3-203-1-033)、高橋川右支溪(3-203-2-043)、高橋川右支溪(3-203-2-045)、高橋川右支溪(3-203-2-046)、高橋川右支溪(3-203-3-014)、高橋川右支溪(3-203-2-042)、高橋川左支溪(3-203-2-048)、高橋川左支溪(3-203-3-016)、橋本川右支溪(3-203-1-008)、橋本川右支溪(3-203-1-009)、橋本川右支溪(3-203-2-016)、橋本川右支溪(3-203-3-007)、隅田川右支溪(3-203-2-049)、隅田川右支溪(3-203-2-050)、隅田川右支溪(3-203-2-051)、東谷川右支溪(3-203-2-021)、東谷川右支溪(3-203-2-023)、嵯峨谷川右支溪(3-342-2-004)、嵯峨谷川(3-342-2-005)、前田垣内谷(3-342-2-006)、嵯峨谷川左支溪(3-342-2-007)、菖蒲谷川左支溪(3-203-2-014)、山田川右支溪(3-203-1-003)、田原川右支溪(3-342-1-005)、西川(3-342-1-004)、中谷川右支溪(3-342-1-001)、中谷(3-342-1-002)、矢倉脇13(I-4)、矢倉脇14(I-5)、矢倉脇15(II-25)、矢倉脇6(II-26)、矢倉脇7(II-35)、矢倉脇8(II-36)、矢倉脇9(II-38)、矢倉脇10(II-39)、矢倉脇11(II-40)、矢倉脇1(I-3002)、矢倉脇2(I-3003)、矢倉脇3(I-3005)、光陽台一丁目1(I-3006)、光陽台一丁目2(I-10016)、笹尾(I-7)、慶賀野3(II-71)、慶賀野1(I-3011)、慶賀野2(I-3017)、慶賀野7(I-3023)、慶賀野9(I-10015)、慶賀野10(II-10140)、慶賀野11(II-10141)、柱本2(I-3060)、柱本18(III-1)、紀見ヶ丘一丁目1(I-3004)、紀見ヶ丘三丁目1(I-3008)、紀見ヶ丘三丁目2(I-3010)、紀見ヶ丘二丁目1(II-27)、紀見ヶ丘二丁目2(II-32)、紀見ヶ丘三丁目3(II-41)、紀見ヶ丘三丁目4(II-42)、紀見ヶ丘三丁目6(III-5)、紀見ヶ丘(101)(I-10013)、紀見ヶ丘(102)(II-10131)、小峰台一丁目1(I-3021)、小峰台一丁目2(I-3022)、杉尾1(II-12)、杉尾2(II-13)、杉尾3(II-14)、杉尾4(II-15)、杉尾5(II-16)、杉尾6(II-17)、杉尾7(II-18)、杉尾8(II-19)、杉尾9(II-20)、杉尾10(II-21)、杉尾11(II-22)、杉尾12(II-23)、杉尾14(II-31)、杉尾15(II-34)、境原5(II-45)、小峰台二丁目1(II-74)、隅田町霜草14(II-369)、小峰台二丁目(101)(II-10156)、小峰台一丁目(101)(II-10157)、小峰台二丁目3(III-20)、小峰台二丁目5(III-22)、杉尾16(III-23)、杉尾17(III-24)、境原1(I-3014)、細川1(I-3020)、細川2(I-3024)、境原21(II-30)、境原3(II-33)、境原6(II-46)、境原8(II-53)、細川3(II-58)、細川4(II-59)、境原9(II-60)、境原10(II-61)、境原11(II-62)、境原12(II-63)、境原13(II-64)、境原14(II-65)、境原15(II-66)、境原16(II-72)、境原17(II-73)、細川5(II-75)、細川6(II-76)、細川8(II-87)、細川9(II-88)、細川10(II-89)、境原18(II-90)、細川11(II-94)、細川12(II-95)、紀見6(II-131)、細川13(II-368)、紀見10(III-17)、細川(101)(II-10164)、細川(102)(II-10165)、矢倉脇(101)(I-10022)、矢倉脇(102)(II-10166)、矢倉脇(103)(II-10167)、矢倉脇(104)(II-10168)、矢倉脇(105)(II-10169)、矢倉脇(106)(II-10170)、矢倉脇(107)(II-10171)、矢倉脇(108)(II-10172)、矢倉脇(109)(II-10173)、矢倉脇(110)(II-10174)、矢倉脇(111)(II-10175)、御幸辻1(I-3027)、御幸辻2(I-3029)、御幸辻3(I-3065)、御幸辻4(II-124)、御幸辻5(II-125)、御幸辻7(II-156)、御幸辻8(II-157)、胡麻生13(I-9)、胡麻生(I-2206)、胡麻生1(I-3028)、胡麻生2(I-3030)、胡麻生4(II-126)、胡麻生5(II-127)、胡麻生8(II-158)、胡麻生9(II-161)、胡麻生10(II-168)、胡麻生11(II-171)、杉尾(101)(II-10186)、杉尾(102)(II-10187)、杉尾(103)(II-10188)、杉尾(104)(II-10189)、杉尾(105)(II-10190)、杉尾(106)(II-10191)、杉尾(108)(II-10193)、杉尾(110)(II-10195)、杉尾(111)(II-10196)、杉尾(112)(II-10197)、杉尾(113)(II-10198)、杉尾(114)(II-10199)、杉尾(115)(II-10200)、隅田町平野1(II-51)、隅田町平野2(II-56)、隅田町平野3(II-57)、隅田町平野4(II-81)、隅田町平野6(III-27)、隅田町真土1(I-3031)、隅田町真土2(I-3032)、隅田町真土3(I-3033)、隅田町真土4(I-3034)、隅田町真土5(II-163)、隅田町真土6(II-164)、隅田町真土7(II-190)、隅田町真土8(III-36)、隅田町芋生1(II-191)、隅田町芋生(101)(II-10212)、隅田町真土(101)(II-10213)、隅田町真土(102)(II-10214)、隅田町真土(103)(II-10215)、隅田町平野(102)(II-10218)、隅田

町平野(103)(Ⅱ-10219)、隅田町露草1(Ⅱ-77)、隅田町露草2(Ⅱ-91)、隅田町露草3(Ⅱ-96)、隅田町露草4(Ⅱ-99)、隅田町露草5(Ⅱ-100)、隅田町露草7(Ⅱ-102)、隅田町露草8(Ⅱ-103)、隅田町露草10(Ⅱ-132)、隅田町露草14(Ⅱ-369)、隅田町中島1(Ⅱ-155)、隅田町中島2(Ⅱ-165)、隅田町中島3(Ⅱ-166)、隅田町中島4(Ⅱ-188)、隅田町中島6(Ⅲ-40)、隅田町中下1(Ⅱ-192)、隅田町霜草(101)(Ⅱ-10244)、隅田町中島(101)(Ⅱ-10245)、隅田町中下(101)(Ⅱ-10246)、隅田町平野(104)(Ⅱ-10247)、隅田町平野(105)(Ⅱ-10248)、隅田町平野(107)(Ⅱ-10250)、隅田町平野(108)(Ⅱ-10251)、隅田町平野(109)(Ⅱ-10252)、橋谷11(Ⅰ-8)、橋谷12(Ⅱ-70)、橋谷3(Ⅱ-82)、橋谷4(Ⅱ-83)、橋谷5(Ⅱ-84)、橋谷6(Ⅱ-113)、橋谷7(Ⅱ-114)、橋谷8(Ⅱ-115)、橋谷9(Ⅲ-12)、橋谷13(Ⅲ-16)、三石台三丁目1(Ⅰ-3007)、三石台四丁目1(Ⅰ-3012)、三石台二丁目1(Ⅰ-3016)、三石台一丁目2(Ⅰ-3062)、三石台三丁目2(Ⅱ-37)、三石台二丁目4(Ⅱ-93)、三石台四丁目2(Ⅲ-6)、三石台二丁目2(Ⅲ-14)、三石台二丁目3(Ⅲ-15)、北馬場1(Ⅱ-172)、北馬場2(Ⅱ-184)、隅田町垂井1(Ⅱ-144)、隅田町垂井2(Ⅱ-150)、隅田町垂井3(Ⅱ-151)、隅田町垂井4(Ⅱ-152)、隅田町垂井5(Ⅱ-153)、隅田町垂井6(Ⅱ-154)、隅田町垂井7(Ⅱ-162)、隅田町垂井8(Ⅱ-371)、隅田町垂井9(Ⅱ-372)、隅田町垂井10(Ⅲ-37)、隅田町垂井(101)(Ⅰ-10030)、隅田町垂井(102)(Ⅱ-10253)、隅田町上兵庫1(Ⅰ-3038)、隅田町上兵庫2(Ⅱ-189)、隅田町上兵庫3(Ⅱ-195)、隅田町上兵庫4(Ⅲ-39)、隅田町下兵庫1(Ⅰ-3036)、隅田町下兵庫3(Ⅱ-167)、隅田町下兵庫4(Ⅱ-186)、隅田町下兵庫5(Ⅱ-187)、隅田町下兵庫6(Ⅱ-194)、隅田町下兵庫7(Ⅱ-222)、隅田町下兵庫(101)(Ⅰ-10031)、隅田町下兵庫(102)(Ⅱ-10254)、隅田町下兵庫(103)(Ⅱ-10255)、隅田町下兵庫(104)(Ⅱ-10256)、隅田町下兵庫(105)(Ⅱ-10257)、隅田町下兵庫(106)(Ⅱ-10258)、隅田町下兵庫(107)(Ⅱ-10259)、隅田町下兵庫(108)(Ⅱ-10260)、隅田町河瀬1(Ⅰ-3067)、隅田町河瀬(101)(Ⅱ-10261)、隅田町河瀬(102)(Ⅱ-10262)、隅田町河瀬(103)(Ⅱ-10263)、隅田町河瀬(104)(Ⅱ-10264)、隅田町河瀬(105)(Ⅱ-10265)、城山台四丁目1(Ⅰ-3013)、城山台三丁目1(Ⅰ-3018)、城山台四丁目2(Ⅰ-3019)、紀見1(Ⅰ-3025)、紀見(4)(Ⅰ-10019)、城山台一丁目(2)(Ⅰ-10020)、城山台三丁目2(Ⅱ-85)、城山台四丁目3(Ⅱ-86)、城山台二丁目2(Ⅱ-98)、紀見4(Ⅱ-129)、紀見5(Ⅱ-130)、紀見7(Ⅱ-148)、紀見8(Ⅱ-149)、紀見(1)(Ⅱ-10147)、紀見(2)(Ⅱ-10148)、紀見(3)(Ⅱ-10149)、城山台一丁目(3)(Ⅱ-10151)、城山台一丁目(4)(Ⅱ-10152)、城山台二丁目(1)(Ⅱ-10153)、城山台三丁目(1)(Ⅱ-10155)、城山台三丁目4(Ⅲ-10)、城山台三丁目5(Ⅲ-11)、橋谷10(Ⅲ-13)、九重15(Ⅰ-42)、九重16(Ⅰ-51)、九重1(Ⅱ-825)、九重2(Ⅱ-826)、九重4(Ⅱ-828)、九重5(Ⅱ-829)、九重6(Ⅱ-830)、九重7(Ⅱ-831)、九重8(Ⅱ-832)、九重9(Ⅱ-833)、九重10(Ⅱ-834)、九重11(Ⅱ-835)、九重12(Ⅱ-836)、高野口町九重(101)(Ⅱ-10353)、上中1(Ⅱ-845)、上中2(Ⅱ-846)、下中1(Ⅱ-851)、下中2(Ⅱ-855)、下中5(Ⅲ-233)、高野口町下中(101)(Ⅱ-10354)、高野口町下中(102)(Ⅱ-10355)、高野口町下中(103)(Ⅱ-10356)、菖蒲谷1(Ⅰ-3026)、菖蒲谷2(Ⅱ-123)、菖蒲谷3(Ⅱ-137)、菖蒲谷4(Ⅱ-138)、菖蒲谷5(Ⅱ-139)、菖蒲谷6(Ⅱ-140)、菖蒲谷7(Ⅱ-141)、菖蒲谷(101)(Ⅰ-10042)、菖蒲谷(102)(Ⅰ-10043)、菖蒲谷(103)(Ⅱ-10404)、菖蒲谷(104)(Ⅱ-10405)、出塔1(Ⅱ-175)、出塔2(Ⅱ-182)、出塔(101)(Ⅱ-10406)、柏原1(Ⅰ-3066)、柏原(101)(Ⅰ-10044)、柏原(102)(Ⅱ-10407)、柿の木坂1(Ⅰ-3063)、大野9(Ⅰ-39)、大野8(Ⅰ-40)、大野1(Ⅱ-858)、大野2(Ⅱ-859)、大野3(Ⅱ-860)、大野4(Ⅱ-861)、大野11(Ⅲ-236)、大野12(Ⅲ-237)、大野6(Ⅲ-239)、名古屋5(Ⅱ-865)、嵯峨谷1(Ⅰ-3105)、嵯峨谷16(Ⅱ-816)、嵯峨谷17(Ⅱ-817)、嵯峨谷2(Ⅱ-818)、嵯峨谷3(Ⅱ-819)、嵯峨谷4(Ⅱ-820)、嵯峨谷5(Ⅱ-821)、嵯峨谷6(Ⅱ-822)、嵯峨谷7(Ⅱ-823)、嵯峨谷8(Ⅱ-824)、嵯峨谷9(Ⅱ-852)、嵯峨谷10(Ⅱ-853)、嵯峨谷11(Ⅱ-854)、嵯峨谷12(Ⅲ-227)、嵯峨谷13(Ⅲ-228)、嵯峨谷15(Ⅲ-231)、嵯峨谷14(Ⅲ-235)、竹尾1(Ⅱ-809)、竹尾3(Ⅱ-811)、竹尾4(Ⅱ-812)、竹尾5(Ⅱ-813)、竹尾6(Ⅱ

-814)、竹尾7(Ⅱ-815)、竹尾10(Ⅱ-850)、高野口町竹尾(101)(Ⅰ-10040)、高野口町竹尾(102)(Ⅱ-10348)、高野口町竹尾(103)(Ⅱ-10349)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流、地滑り及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

中谷川左支溪(3-342-1-003)、瀬間谷川(3-342-2-002)、山内1(111)、山内2(112)、慶賀野1(102)、慶賀野2(103)、垂井1(104)、霜草(113)、中島1(114)、中島2(115)、紀見(116)、上兵庫(119)、北馬場(121)、杉尾(193)、御幸辻6(Ⅱ-142)、胡麻生7(Ⅱ-143)、杉尾(107)(Ⅱ-10192)、杉尾(109)(Ⅱ-10194)、隅田町真土(104)(Ⅱ-10216)、隅田町平野(106)(Ⅱ-10249)、隅田町下兵庫2(Ⅰ-3037)、城山台一丁目(5)(Ⅱ-10154)、小田2(Ⅱ-866)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びに橋本市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第911号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。)第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和2年6月30日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

善照寺上谷川(4-362-1-024)、善照寺中谷川(4-362-1-025)、善照寺下谷川(4-362-1-026)、唐尾中谷川(4-362-1-027)、唐尾下谷川(4-362-1-028)、唐尾谷川(4-362-1-029)、唐尾西谷川(4-362-1-030)、唐尾海岸谷川(4-362-1-031)、地藏寺谷南川(4-362-1-016)、河瀬谷川(4-362-2-055)、広川左支溪(4-362-2-902)、三船谷川(4-362-1-003)、三船下谷川(4-362-1-004)、大滝北谷川(4-362-1-005)、丹賀谷川(4-362-1-007)、樫長谷川(4-362-1-020)、西広西谷川(4-362-1-021)、独開谷川(4-362-1-023)、大滝谷川(4-362-2-003)、井関上谷川(4-362-2-004)、井関南谷川(4-362-2-056)、若宮(Ⅰ-759)、唐尾樋尻(1)(Ⅱ-3086)、唐尾塩釜(1)(Ⅱ-3087)、唐尾樋尻(2)(Ⅲ-1568)、唐尾丹波(Ⅲ-1569)、鈴子西原(Ⅲ-1572)、唐尾(102)(Ⅱ-40336)、唐尾(103)(Ⅱ-40337)、唐尾(104)(Ⅱ-40338)、唐尾(105)(Ⅰ-40037)、下津木(101)

(Ⅱ-40421)、下津木(102)(Ⅱ-40422)、下津木(103)(Ⅰ-40050)、下津木(104)(Ⅱ-40423)、下津木(105)(Ⅱ-40424)、瀧通(Ⅰ-2160)、上津木北谷(Ⅱ-3108)、上津木上ノ奥(Ⅰ)(Ⅱ-3109)、上津木湯室(Ⅱ-3110)、上津木久保(Ⅰ)(Ⅱ-3111)、上津木瀧通(Ⅱ)(Ⅱ-3113)、上津木沼田(Ⅰ)(Ⅱ-3114)、上津木沼田(Ⅱ)(Ⅱ-3115)、上津木沼田(Ⅲ)(Ⅱ-3116)、上津木切抜(Ⅰ)(Ⅱ-3117)、上津木切抜(Ⅱ)(Ⅱ-3118)、上津木切抜(Ⅲ)(Ⅱ-3119)、上津木夏明(Ⅱ-3120)、上津木北ノ畑(Ⅰ)(Ⅱ-3121)、上津木北ノ畑(Ⅱ)(Ⅱ-3122)、上津木丸畑(Ⅰ)(Ⅱ-3123)、上津木丸畑(Ⅱ)(Ⅱ-3124)、上津木岸(Ⅰ)(Ⅱ-3125)、上津木岸(Ⅱ)(Ⅱ-3126)、上津木久保(Ⅱ)(Ⅲ-1592)、上津木岸(Ⅲ)(Ⅲ-1594)、上津木北ノ畑(Ⅲ)(Ⅲ-1595)、上津木(101)(Ⅱ-40425)、上津木(102)(Ⅱ-40426)、上津木(103)(Ⅱ-40427)、上津木(104)(Ⅱ-40428)、上津木(105)(Ⅱ-40429)、畑中・前田(Ⅰ-755)、河瀬東部(Ⅰ-2162)、河瀬西部(Ⅰ-2163)、前田葛籠河(Ⅰ)(Ⅰ-3742)、和田(101)(Ⅰ-40062)、和田天皇谷(Ⅰ)(Ⅱ-3073)、和田天皇谷(Ⅱ)(Ⅱ-3076)、南金屋岡峯(Ⅱ-3088)、河瀬西垣内(Ⅰ)(Ⅱ-3095)、河瀬下鹿ヶ瀬(Ⅰ)(Ⅱ-3096)、河瀬上鹿ヶ瀬(Ⅰ)(Ⅱ-3097)、河瀬一ノ水(Ⅱ-3098)、前田葛籠河(Ⅱ)(Ⅱ-3099)、前田案原(Ⅱ-3100)、前田大江元(Ⅰ)(Ⅱ-3101)、前田露谷(Ⅰ)(Ⅱ-3102)、前田森下(Ⅱ-3103)、和田(102)(Ⅱ-40464)、河瀬(101)(Ⅱ-40465)、前田(101)(Ⅱ-40466)、河瀬(102)(Ⅱ-40467)、和田天皇谷(Ⅲ)(Ⅲ-1562)、河瀬片山(Ⅲ-1579)、河瀬下鹿ヶ瀬(Ⅱ)(Ⅲ-1582)、前田大江元(Ⅱ)(Ⅲ-1586)、井関(Ⅰ-756)、井関白井原(Ⅰ)(Ⅰ-757)、西広(Ⅰ-758)、西広大場(Ⅰ)(Ⅰ-3737)、西広大場(Ⅱ)(Ⅰ-3738)、西広柄杓井(Ⅰ)(Ⅱ-3083)、西広柄杓井(Ⅱ)(Ⅱ-3084)、西広大場(Ⅱ-3085)、井関宮ノ前(Ⅰ)(Ⅱ-3090)、井関中ノ段(Ⅱ-3093)、井関白井原(Ⅱ)(Ⅱ-3094)、西広檜長(Ⅲ-1564)、西広松本(Ⅲ-1565)、西広馬立(Ⅲ-1566)、井関宮ノ前(Ⅱ)(Ⅲ-1576)、井関白井原(Ⅲ)(Ⅲ-1578)、西広(102)(Ⅱ-40476)、西広(103)(Ⅱ-40477)、西広(104)(Ⅱ-40478)、西広(105)(Ⅱ-40479)、井関(101)(Ⅱ-40480)

(3) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第9条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号。以下「施行令」という。)で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

2 土砂災害警戒区域

(1) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

(2) 土砂災害警戒区域の名称

由良谷川(4-362-2-065)、大谷川(4-362-1-006)、西広下谷川(4-362-2-063)、唐尾宮代(Ⅲ-1570)、唐尾(101)(Ⅱ-40335)、前田(Ⅲ)(Ⅰ-9009)

(3) 土砂災害警戒区域の表示

次の図書のとおり

(4) 法第7条第1項に規定する施行令で定める事項

次の図書のとおり

(「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び有田振興局建設部並びに広川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

教育委員会告示

和歌山県教育委員会告示第3号

和歌山県立図書館資料複写規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年6月30日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立図書館資料複写規程（昭和44年和歌山県教育委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
（複写の申込み） 第3条 複写を申し込もうとする者は、別記様式による資料複写申込書に必要事項を記入の上、図書館長に提出し、次の料金等を負担するものとする。 (1) 複写料金の額は、次の表に掲げるとおりとする。				（複写の申込み） 第3条 複写を申し込もうとする者は、別記様式による資料複写申込書に必要事項を記入の上、図書館長に提出し、次の料金等を負担するものとする。 (1) 複写料金の額は、次の表に掲げるとおりとする。			
複写物の種類等		複写料金		複写物の種類等		複写料金	
電子的複写による印画又は電子情報の印刷出力による印画	略	略	略	電子的複写による印画又は電子情報の印刷出力による印画	略	略	略
	カラー	略	1枚につき40円		カラー	略	1枚につき60円
略	略	略	略	略	略	略	略
(2) 略				(2) 略			

附 則

この告示は、令和2年7月1日から施行する。

公安委員会告示

和歌山県公安委員会告示第35号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条の規定により、次のとおり検定を実施する。

令和2年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 中 野 幸 生

1 実施する検定の種別及び級並びに定員

検定の種別及び級	定員
雑踏警備業務1級	5名
雑踏警備業務2級	5名
交通誘導警備業務2級	5名
施設警備業務2級	5名
貴重品運搬警備業務2級	5名

2 実施日時及び場所

(1) 学科試験

種別及び級	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	令和2年10月6日(火) 午前10時から正午まで	和歌山県和歌山市小松原通一丁目1番地1 和歌山県警察本部 会議室8及び会議室9
雑踏警備業務2級	令和2年10月6日(火) 午前10時から正午まで	
交通誘導警備業務2級	令和2年10月6日(火) 午後2時から午後4時まで	
施設警備業務2級	令和2年10月7日(水) 午前10時から正午まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和2年10月7日(水) 午後2時から午後4時まで	

(2) 実技試験

種別及び級	日 時	場 所
雑踏警備業務1級	令和2年11月30日(月) 午前10時から午後5時まで	和歌山県岩出市高塚513番地 有限会社岩出カースクール
雑踏警備業務2級	令和2年12月1日(火) 午前10時から午後5時まで	
交通誘導警備業務2級	令和2年12月2日(水) 午前10時から午後5時まで	
施設警備業務2級	令和2年12月3日(木) 午前10時から午後5時まで	
貴重品運搬警備業務2級	令和2年12月4日(金) 午前10時から午後5時まで	

3 検定の内容

(1) 雑踏警備業務1級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (オ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

- (ア) 雑踏の整理に関すること。
- (イ) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (ウ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 雑踏警備業務2級

ア 学科試験

- (ア) 警備業務に関する基本的な事項
- (イ) 法令に関すること。
- (ウ) 雑踏の整理に関すること。
- (エ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 雑踏の整理に関すること。

(イ) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(3) 交通誘導警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 施設警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 貴重品運搬警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 検定の方法

(1) 学科試験及び実技試験により行う。

なお、本検定の学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。

(2) 実技試験の途中において合格基準に達しないことが明らかになった場合は、その者に対する試験を中止し、以降の実技試験は行わない。

(3) 学科試験及び実技試験に合格した者には、成績証明書を交付する。

5 受検資格

(1) 和歌山県内に住所を有する者又は和歌山県外に住所を有する者で和歌山県内の営業所に所属する警備員（以下「県外在住警備員」という。）であるもの

(2) 雑踏警備業務1級を受検できる者は、(1)に規定する者で次のア又はイに該当するものとする。

ア 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する2級検定（雑踏警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る警備業法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 和歌山県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

6 受検を希望する者の手続

(1) 事前申出受付

受検を希望する者は、次の申出期間内に、(3)の注意事項を厳守の上、和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課（検定受付専用電話073-423-3344）に、電話による受検希望の事前申出を行うこと。

事前申出を行い、(3)により受付がされた者を受検予定者とする。

種別及び級	申出期間
雑踏警備業務1級	令和2年9月8日（火）から同月10日（木）まで （各日とも午前10時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(2) 申込受付

(1)により受検予定者となった者は、7の検定申請書等を、次の検定申請書等提出期間内に提出すること。

提出先は、和歌山県内に住所を有する者はその者の住所地を管轄する警察署とし、県外在住警備員はその者の所属する営業所の所在地を管轄する警察署とする。ただし、和歌山県内に住所を有する警備員で、その者が和歌山県内の営業所に所属している場合は、検定申請書等の提出先は当該営業所の所在地を管轄する警察署も可とする。

種別及び級	検定申請書等提出期間
雑踏警備業務1級	令和2年9月15日（火）から同月17日（木）まで （各日とも午前9時から午後5時まで）
雑踏警備業務2級	
交通誘導警備業務2級	
施設警備業務2級	
貴重品運搬警備業務2級	

(3) 事前申出及び申込時の注意事項

ア 事前申出の受付は、検定受付専用電話以外では受け付けない。

イ 事前申出の受付は、電話1回につき、受検を希望する者1人のみを受け付ける。

ウ 事前申出は、先着順に受け付け、申出者の人数が定員の数に達し次第、締め切る。

エ 事前申出及び申込みは、受付担当者が受検を希望する者又は受検予定者に対して行う質問等に回答できる者が行うこと（回答できない場合は、受け付けない。）。

オ 事前申出後において受検資格の要件を満たしていないことが判明した場合又は提出期間内に検定

申請書等を提出しなかった場合には、当該事前申出の受付を無効とする。

カ この検定に関して不明な点がある場合は、事前に8の問合せ先に確認しておくこと。

7 検定申請書等

(1) 検定申請書

(2) 検定申請書の添付書類

ア 顔写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの大きさの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

イ 和歌山県内に住所を有する者にあつては、住所地を疎明する書面（住民票の写し等） 1通

ウ 和歌山県内に所在する営業所に所属している警備員（和歌山県外に住所を有する者を含む。）にあつては、和歌山県内に所在する営業所に所属することを疎明する書面（営業所所属証明書） 1通

エ イ及びウに該当する者が提出する検定申請書等には、その者の住所地を管轄する警察署に提出する場合はイの書面を、その者の所属する営業所を管轄する警察署に提出する場合はウの書面を添付すること。

(3) 雑踏警備業務1級の検定を受けようとする者の添付書類

(2) の添付書類のほか、次のア又はイの書類を添付すること。

ア 2級検定の合格証明書の写し及び同合格証明書の交付を受けた日から起算して、雑踏警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書又は誓約書） 1通

イ 和歌山県公安委員会が5の(2)のアと同等級以上の知識及び能力を有すると認める者であることを疎明する書面（1級検定受検資格認定書）の写し 1通

(4) 手数料

種別及び級	手数料	注意事項
雑踏警備業務1級	13,000円	和歌山県証紙により納付すること。
雑踏警備業務2級	13,000円	
交通誘導警備業務2級	14,000円	
施設警備業務2級	16,000円	
貴重品運搬警備業務2級	16,000円	

8 問合せ先

和歌山県警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲・営業等許可係

電話番号 073-423-0110（内線3053、3054）

和歌山県公安委員会告示第36号

和歌山県遊泳者等の事故防止に関する条例（平成5年和歌山県条例第40号）第7条第1項の規定により、次のとおり遊泳区域を指定する。

令和2年6月30日

和歌山県公安委員会委員長 中野幸生

海水浴場の名称	所在地	遊泳区域	遊泳区域の指定期間
片男波海水浴場	和歌山市和歌浦南三丁目	和歌山市和歌浦南三丁目地先の海域で、「片男波海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	令和2年7月1日から同年8月31日まで

和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場	和歌山市毛見	和歌山市毛見地先の海域で、「和歌山県浜の宮ビーチ海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
磯の浦海水浴場	和歌山市磯の浦	和歌山市磯の浦地先の海域で、「磯の浦海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上
地ノ島海水浴場	有田市初島町浜	有田市初島町浜地先の海域で、「地ノ島海水浴場」の遊泳場を和歌山県公安委員会の遊泳区域の標識により区画表示された区域内	同 上